

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第1号

改正案	現行															
<div data-bbox="189 233 819 310" style="border: 1px solid black; height: 37px; width: 212px;"></div> <p data-bbox="189 317 359 342"><u>(記載上の注意)</u></p> <p data-bbox="231 352 1466 531">当該労働金庫が銀行代理業等（銀行法第2条第14項に規定する銀行代理業、長期信用銀行法第16条の5第2項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫法第85条の2第2項に規定する信用金庫代理業、労働金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律第6条の3第2項に規定する信用協同組合代理業、農業協同組合法第92条の2第2項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第121条の2第2項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫法第95条の2第2項に規定する農林中央金庫代理業をいう。）を営む場合に記載すること。</p> <p data-bbox="189 575 284 600"><u>(削る)</u></p> <p data-bbox="189 1060 1249 1125">ホ. 当年度の労働金庫代理業者が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所の開設・廃止状況 (略)</p> <p data-bbox="189 1136 359 1161"><u>(記載上の注意)</u></p> <p data-bbox="231 1171 1466 1236">当該労働金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所について開設又は廃止に区分して記載すること。</p> <p data-bbox="157 1281 418 1312">(6)～(7) (略)</p> <p data-bbox="145 1356 249 1388">3. (略)</p>	<p data-bbox="1537 310 1706 336"><u>(記載上の注意)</u></p> <p data-bbox="1596 346 2306 371">当年度に新規に許可を受けた労働金庫代理業者について記載すること。</p> <p data-bbox="1537 569 2407 594">ホ. 労働金庫代理業者が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所数の推移</p> <table border="1" data-bbox="1546 604 2683 940"> <thead> <tr> <th data-bbox="1546 604 1929 674"></th> <th data-bbox="1929 604 2312 674">前年度末</th> <th data-bbox="2312 604 2683 674">当年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1546 674 1929 743"></td> <td data-bbox="1929 674 2312 743"></td> <td data-bbox="2312 674 2683 743"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1546 743 1929 812"></td> <td data-bbox="1929 743 2312 812"></td> <td data-bbox="2312 743 2683 812"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1546 812 1929 882"></td> <td data-bbox="1929 812 2312 882"></td> <td data-bbox="2312 812 2683 882"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1546 882 1929 940">合 計</td> <td data-bbox="1929 882 2312 940"></td> <td data-bbox="2312 882 2683 940"></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1537 947 1706 972"><u>(記載上の注意)</u></p> <p data-bbox="1596 982 1979 1008">適宜地区別に区分して記載すること。</p> <p data-bbox="1537 1056 2614 1121">へ. 当年度の労働金庫代理業者が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所の開設・廃止状況 (略)</p> <p data-bbox="1537 1131 1706 1157"><u>(記載上の注意)</u></p> <p data-bbox="1596 1167 1994 1192">開設又は廃止に区分して記載すること。</p> <p data-bbox="1498 1278 1760 1310">(6)～(7) (略)</p> <p data-bbox="1486 1354 1590 1386">3. (略)</p>		前年度末	当年度末										合 計		
	前年度末	当年度末														
合 計																

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第2号

改正案	現行
<p>別紙様式第2号（第21条第1項関係）</p> <p style="text-align: center;">第 期（ 年 月 日現在） 貸借対照表</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 作成 住 所</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 備付 労働金庫名</p> <p style="text-align: center;">理 事 長 氏 名 印</p> <p>（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. （略）</p> <p>(1) ～ (20) （略）</p> <p><u>(21) 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額</u></p> <p><u>(22) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項</u></p> <p>2. ～ 6. （略）</p>	<p>別紙様式第2号（第21条第1項関係）</p> <p style="text-align: center;">第 期（ 年 月 日現在） 貸借対照表</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 作成 住 所</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 備付 労働金庫名</p> <p style="text-align: center;">理 事 長 氏 名 印</p> <p>（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. （略）</p> <p>(1) ～ (20) （略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>(21) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項</u></p> <p>2. ～ 6. （略）</p>

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第4号

改正案	現 行																																																																																
<p>別紙様式第4号（第21条第1項関係）</p> <p style="text-align: center;">第 期 { 年 月 日から 年 月 日まで } 附属明細書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 作成 年 月 日 備付</p> <p style="text-align: center;">住 所 労働金庫名 理 事 長 氏 名 印</p> <p>1. 計算書類に関する事項 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 経 費 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">区 分</th> <th style="width:30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>人 件 費</td><td></td></tr> <tr><td>報 酬 給 料 手 当</td><td></td></tr> <tr><td>退 職 給 付 費 用</td><td></td></tr> <tr><td>そ の 他</td><td></td></tr> <tr><td>物 件 費</td><td></td></tr> <tr><td>事 務 費</td><td></td></tr> <tr><td>(うち旅費・交通費)</td><td>()</td></tr> <tr><td>(うち通信費)</td><td>()</td></tr> <tr><td>(うち事務機械賃借料)</td><td>()</td></tr> <tr><td>(うち事務委託費)</td><td>()</td></tr> <tr><td>固 定 資 産 費</td><td></td></tr> <tr><td>(うち土地建物賃借料)</td><td>()</td></tr> <tr><td>(うち保全管理費)</td><td>()</td></tr> <tr><td>事 業 費</td><td></td></tr> <tr><td>(うち広告宣伝費)</td><td>()</td></tr> <tr><td>(うち交際費・寄贈費・諸会費)</td><td>()</td></tr> <tr><td>人 事 厚 生 費</td><td></td></tr> <tr><td>減 価 償 却 費</td><td></td></tr> <tr><td>(削る)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	人 件 費		報 酬 給 料 手 当		退 職 給 付 費 用		そ の 他		物 件 費		事 務 費		(うち旅費・交通費)	()	(うち通信費)	()	(うち事務機械賃借料)	()	(うち事務委託費)	()	固 定 資 産 費		(うち土地建物賃借料)	()	(うち保全管理費)	()	事 業 費		(うち広告宣伝費)	()	(うち交際費・寄贈費・諸会費)	()	人 事 厚 生 費		減 価 償 却 費		(削る)		<p>別紙様式第4号（第21条第1項関係）</p> <p style="text-align: center;">第 期 { 年 月 日から 年 月 日まで } 附属明細書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 作成 年 月 日 備付</p> <p style="text-align: center;">住 所 労働金庫名 理 事 長 氏 名 印</p> <p>1. 計算書類に関する事項 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 経 費 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">区 分</th> <th style="width:30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>人 件 費</td><td></td></tr> <tr><td>報 酬 給 料 手 当</td><td></td></tr> <tr><td>退 職 給 付 費 用</td><td></td></tr> <tr><td>そ の 他</td><td></td></tr> <tr><td>物 件 費</td><td></td></tr> <tr><td>事 務 費</td><td></td></tr> <tr><td>(うち旅費・交通費)</td><td>()</td></tr> <tr><td>(うち通信費)</td><td>()</td></tr> <tr><td>(うち事務機械賃借料)</td><td>()</td></tr> <tr><td>(うち事務委託費)</td><td>()</td></tr> <tr><td>固 定 資 産 費</td><td></td></tr> <tr><td>(うち土地建物賃借料)</td><td>()</td></tr> <tr><td>(うち保全管理費)</td><td>()</td></tr> <tr><td>事 業 費</td><td></td></tr> <tr><td>(うち広告宣伝費)</td><td>()</td></tr> <tr><td>(うち交際費・寄贈費・諸会費)</td><td>()</td></tr> <tr><td>人 事 厚 生 費</td><td></td></tr> <tr><td>有 形 固 定 資 産 償 却</td><td></td></tr> <tr><td>無 形 固 定 資 産 償 却</td><td></td></tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	人 件 費		報 酬 給 料 手 当		退 職 給 付 費 用		そ の 他		物 件 費		事 務 費		(うち旅費・交通費)	()	(うち通信費)	()	(うち事務機械賃借料)	()	(うち事務委託費)	()	固 定 資 産 費		(うち土地建物賃借料)	()	(うち保全管理費)	()	事 業 費		(うち広告宣伝費)	()	(うち交際費・寄贈費・諸会費)	()	人 事 厚 生 費		有 形 固 定 資 産 償 却		無 形 固 定 資 産 償 却	
区 分	金 額																																																																																
人 件 費																																																																																	
報 酬 給 料 手 当																																																																																	
退 職 給 付 費 用																																																																																	
そ の 他																																																																																	
物 件 費																																																																																	
事 務 費																																																																																	
(うち旅費・交通費)	()																																																																																
(うち通信費)	()																																																																																
(うち事務機械賃借料)	()																																																																																
(うち事務委託費)	()																																																																																
固 定 資 産 費																																																																																	
(うち土地建物賃借料)	()																																																																																
(うち保全管理費)	()																																																																																
事 業 費																																																																																	
(うち広告宣伝費)	()																																																																																
(うち交際費・寄贈費・諸会費)	()																																																																																
人 事 厚 生 費																																																																																	
減 価 償 却 費																																																																																	
(削る)																																																																																	
区 分	金 額																																																																																
人 件 費																																																																																	
報 酬 給 料 手 当																																																																																	
退 職 給 付 費 用																																																																																	
そ の 他																																																																																	
物 件 費																																																																																	
事 務 費																																																																																	
(うち旅費・交通費)	()																																																																																
(うち通信費)	()																																																																																
(うち事務機械賃借料)	()																																																																																
(うち事務委託費)	()																																																																																
固 定 資 産 費																																																																																	
(うち土地建物賃借料)	()																																																																																
(うち保全管理費)	()																																																																																
事 業 費																																																																																	
(うち広告宣伝費)	()																																																																																
(うち交際費・寄贈費・諸会費)	()																																																																																
人 事 厚 生 費																																																																																	
有 形 固 定 資 産 償 却																																																																																	
無 形 固 定 資 産 償 却																																																																																	

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第4号

改正案		現行	
そ の 他		そ の 他	
税 金		税 金	
合 計		合 計	
(記載上の注意) (略)		(記載上の注意) (略)	
(7) (略)		(7) (略)	
2. (略)		2. (略)	

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第5号

改正案	現 行																																		
<p>別紙様式第5号（第21条第1項関係）</p> <p style="text-align: center;">第 期 { 年 月 日から 年 月 日まで } 業務報告</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 作成 年 月 日 備付</p> <p style="text-align: center;">住 所 労働金庫連合会名 理 事 長 氏 名 印</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 当会の現況 (1)～(4) (略) (5) 事務所等の状況 イ. 事務所数 (略) (記載上の注意) 1. 当該労働金庫連合会を所属労働金庫とする労働金庫代理業者（労働金庫法第94条第3項において準用する銀行法第52条の61第2項の規定により労働金庫代理業者とみなされる金庫等を含む。以下同じ。）が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。 2. (略)</p> <p>ロ. 当年度の事務所の開設・廃止状況 (略) (記載上の注意) 1. 当該労働金庫連合会を所属労働金庫とする労働金庫代理業者が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。 2. (略)</p> <p>ハ. 労働金庫代理業者の一覧</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">氏名又は名称</th> <th style="width:33%;">主たる営業所又は事務所の所在地</th> <th style="width:33%;">労働金庫代理業以外の主要業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) 当年度末時点における当該労働金庫連合会を所属労働金庫とする労働金庫代理業者を記載すること。</p> <p>ニ. 労働金庫連合会が営む銀行代理業等の状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:100%;">所属金融機関の商号又は名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> </tbody> </table>	氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	労働金庫代理業以外の主要業務																所属金融機関の商号又は名称			<p>別紙様式第5号（第21条第1項関係）</p> <p style="text-align: center;">第 期 { 年 月 日から 年 月 日まで } 業務報告</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 作成 年 月 日 備付</p> <p style="text-align: center;">住 所 労働金庫連合会名 理 事 長 氏 名 印</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 当会の現況 (1)～(4) (略) (5) 事務所等の状況 イ. 事務所数 (略) (記載上の注意) 1. 労働金庫代理業者が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。 2. (略)</p> <p>ロ. 当年度の事務所の開設・廃止状況 (略) (記載上の注意) 1. 労働金庫代理業者が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。 2. (略)</p> <p>ハ. 労働金庫代理業者数の推移</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">前 年 度 末</th> <th style="width:50%;">当 年 度 末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>ニ. 当年度新規労働金庫代理業者</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:33%;">氏名又は名称</th> <th style="width:33%;">主たる事務所の所在地</th> <th style="width:33%;">主要な他業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	前 年 度 末	当 年 度 末			氏名又は名称	主たる事務所の所在地	主要な他業務						
氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	労働金庫代理業以外の主要業務																																	
所属金融機関の商号又は名称																																			
前 年 度 末	当 年 度 末																																		
氏名又は名称	主たる事務所の所在地	主要な他業務																																	

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第6号

改正案	現 行
<p>別紙様式第6号（第21条第1項関係）</p> <p style="text-align: center;">第 期（ 年 月 日現在） 貸借対照表</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 作成 住 所 年 月 日 備付 労働金庫連合会名 理 事 長 氏 名 印</p> <p>（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. （略）</p> <p>（1）～（20） （略）</p> <p><u>（21） 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額</u></p> <p><u>（22） 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項</u></p> <p>2. ～6. （略）</p>	<p>別紙様式第6号（第21条第1項関係）</p> <p style="text-align: center;">第 期（ 年 月 日現在） 貸借対照表</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 作成 住 所 年 月 日 備付 労働金庫連合会名 理 事 長 氏 名 印</p> <p>（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. （略）</p> <p>（1）～（20） （略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（21） 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項</u></p> <p>2. ～6. （略）</p>

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第8号

改正案	現 行																																																																																
<p>別紙様式第8号（第21条第1項関係）</p> <p style="text-align: center;">第 期 { 年 月 日から 年 月 日まで } 附属明細書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 作成 年 月 日 備付</p> <p style="text-align: center;">住 所 労働金庫連合会名 理 事 長 氏 名 印</p> <p>1. 計算書類に関する事項 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 経 費</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">区 分</th> <th style="width:30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>人 件 費</td><td></td></tr> <tr><td>報 酬 給 料 手 当</td><td></td></tr> <tr><td>退 職 給 付 費 用</td><td></td></tr> <tr><td>そ の 他</td><td></td></tr> <tr><td>物 件 費</td><td></td></tr> <tr><td>事 務 費</td><td></td></tr> <tr><td>（うち旅費・交通費）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>（うち通信費）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>（うち事務機械賃借料）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>（うち事務委託費）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>固 定 資 産 費</td><td></td></tr> <tr><td>（うち土地建物賃借料）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>（うち保全管理費）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>事 業 費</td><td></td></tr> <tr><td>（うち広告宣伝費）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>（うち交際費・寄贈費・諸会費）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>人 事 厚 生 費</td><td></td></tr> <tr><td>減 価 償 却 費</td><td></td></tr> <tr><td>(削る)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	人 件 費		報 酬 給 料 手 当		退 職 給 付 費 用		そ の 他		物 件 費		事 務 費		（うち旅費・交通費）	（ ）	（うち通信費）	（ ）	（うち事務機械賃借料）	（ ）	（うち事務委託費）	（ ）	固 定 資 産 費		（うち土地建物賃借料）	（ ）	（うち保全管理費）	（ ）	事 業 費		（うち広告宣伝費）	（ ）	（うち交際費・寄贈費・諸会費）	（ ）	人 事 厚 生 費		減 価 償 却 費		(削る)		<p>別紙様式第8号（第21条第1項関係）</p> <p style="text-align: center;">第 期 { 年 月 日から 年 月 日まで } 附属明細書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 作成 年 月 日 備付</p> <p style="text-align: center;">住 所 労働金庫連合会名 理 事 長 氏 名 印</p> <p>1. 計算書類に関する事項 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 経 費</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:70%;">区 分</th> <th style="width:30%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>人 件 費</td><td></td></tr> <tr><td>報 酬 給 料 手 当</td><td></td></tr> <tr><td>退 職 給 付 費 用</td><td></td></tr> <tr><td>そ の 他</td><td></td></tr> <tr><td>物 件 費</td><td></td></tr> <tr><td>事 務 費</td><td></td></tr> <tr><td>（うち旅費・交通費）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>（うち通信費）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>（うち事務機械賃借料）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>（うち事務委託費）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>固 定 資 産 費</td><td></td></tr> <tr><td>（うち土地建物賃借料）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>（うち保全管理費）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>事 業 費</td><td></td></tr> <tr><td>（うち広告宣伝費）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>（うち交際費・寄贈費・諸会費）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>人 事 厚 生 費</td><td></td></tr> <tr><td>有 形 固 定 資 産 償 却</td><td></td></tr> <tr><td>無 形 固 定 資 産 償 却</td><td></td></tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	人 件 費		報 酬 給 料 手 当		退 職 給 付 費 用		そ の 他		物 件 費		事 務 費		（うち旅費・交通費）	（ ）	（うち通信費）	（ ）	（うち事務機械賃借料）	（ ）	（うち事務委託費）	（ ）	固 定 資 産 費		（うち土地建物賃借料）	（ ）	（うち保全管理費）	（ ）	事 業 費		（うち広告宣伝費）	（ ）	（うち交際費・寄贈費・諸会費）	（ ）	人 事 厚 生 費		有 形 固 定 資 産 償 却		無 形 固 定 資 産 償 却	
区 分	金 額																																																																																
人 件 費																																																																																	
報 酬 給 料 手 当																																																																																	
退 職 給 付 費 用																																																																																	
そ の 他																																																																																	
物 件 費																																																																																	
事 務 費																																																																																	
（うち旅費・交通費）	（ ）																																																																																
（うち通信費）	（ ）																																																																																
（うち事務機械賃借料）	（ ）																																																																																
（うち事務委託費）	（ ）																																																																																
固 定 資 産 費																																																																																	
（うち土地建物賃借料）	（ ）																																																																																
（うち保全管理費）	（ ）																																																																																
事 業 費																																																																																	
（うち広告宣伝費）	（ ）																																																																																
（うち交際費・寄贈費・諸会費）	（ ）																																																																																
人 事 厚 生 費																																																																																	
減 価 償 却 費																																																																																	
(削る)																																																																																	
区 分	金 額																																																																																
人 件 費																																																																																	
報 酬 給 料 手 当																																																																																	
退 職 給 付 費 用																																																																																	
そ の 他																																																																																	
物 件 費																																																																																	
事 務 費																																																																																	
（うち旅費・交通費）	（ ）																																																																																
（うち通信費）	（ ）																																																																																
（うち事務機械賃借料）	（ ）																																																																																
（うち事務委託費）	（ ）																																																																																
固 定 資 産 費																																																																																	
（うち土地建物賃借料）	（ ）																																																																																
（うち保全管理費）	（ ）																																																																																
事 業 費																																																																																	
（うち広告宣伝費）	（ ）																																																																																
（うち交際費・寄贈費・諸会費）	（ ）																																																																																
人 事 厚 生 費																																																																																	
有 形 固 定 資 産 償 却																																																																																	
無 形 固 定 資 産 償 却																																																																																	

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第8号

改正案		現行	
そ の 他		そ の 他	
税 金		税 金	
合 計		合 計	
(記載上の注意) (略)		(記載上の注意) (略)	
(7) (略)		(7) (略)	
2. (略)		2. (略)	

改正案	現 行																																																																																																				
<p>別紙様式第9号（第113条第1項関係）（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">第 期 { 年 月 日から 年 月 日まで }</p> <p style="text-align: center;">(労働金庫名) _____ (所在地) _____</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(労働金庫名) (理事長) 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>業 務 報 告 書</u> 目 次</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第1事業概況書</u></p> <p style="text-align: center;">第 期 { 年 月 日から 年 月 日まで }</p> <p>1. ~14. (略) 15. 単体自己資本比率</p> <p>当期末現在</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">信用リスク・アセット算出手法</td> <td style="width: 50px;"></td> </tr> </table>	信用リスク・アセット算出手法		<p>別紙様式第9号（第113条第1項関係）（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">第 期 { 年 月 日から 年 月 日まで }</p> <p style="text-align: center;">(労働金庫名) _____ (所在地) _____</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(労働金庫名) (理事長) 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>業 務 報 告 書</u> 目 次</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第1事業概況書</u></p> <p style="text-align: center;">第 期 { 年 月 日から 年 月 日まで }</p> <p>1. ~14. (略) 15. 単体自己資本比率</p> <p>当期末現在</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">(新設)</td> <td style="width: 50px;"></td> </tr> </table>	(新設)																																																																																																	
信用リスク・アセット算出手法																																																																																																					
(新設)																																																																																																					
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当期末</th> <th style="width:15%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出 資 金</td> <td>千円</td> <td>千円</td> <td>自己資本総額 (A+B) (C)</td> <td>千円</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td> 非累積的永久優先出資</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">他の金融機関の資本調達手段 の意図的な保有相当額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 優先出資申込証拠金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 資 本 準 備 金</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">負債性資本調達手段及 びこれに準ずるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他資本剰余金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 利 益 準 備 金</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="3">期限付劣後債務及び期 限付優先出資並びにこ れらに準ずるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 特 別 積 立 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 次 期 繰 越 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	出 資 金	千円	千円	自己資本総額 (A+B) (C)	千円	千円	非累積的永久優先出資			他の金融機関の資本調達手段 の意図的な保有相当額			優先出資申込証拠金					資 本 準 備 金			負債性資本調達手段及 びこれに準ずるもの			その他資本剰余金					利 益 準 備 金			期限付劣後債務及び期 限付優先出資並びにこ れらに準ずるもの			特 別 積 立 金					次 期 繰 越 金					<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当期末</th> <th style="width:15%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出 資 金</td> <td>千円</td> <td>千円</td> <td>自己資本総額 (A+B) (C)</td> <td>千円</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td> 非累積的永久優先出資金</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">他の金融機関の資本調達手段 の意図的な保有相当額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 優先出資申込証拠金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 資 本 準 備 金</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">負債性資本調達手段及 びこれに準ずるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他資本剰余金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 利 益 準 備 金</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="3">期限付劣後債務及び期 限付優先出資並びにこ れらに準ずるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 特 別 積 立 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 次 期 繰 越 金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	出 資 金	千円	千円	自己資本総額 (A+B) (C)	千円	千円	非累積的永久優先出資金			他の金融機関の資本調達手段 の意図的な保有相当額			優先出資申込証拠金					資 本 準 備 金			負債性資本調達手段及 びこれに準ずるもの			その他資本剰余金					利 益 準 備 金			期限付劣後債務及び期 限付優先出資並びにこ れらに準ずるもの			特 別 積 立 金					次 期 繰 越 金				
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																																																
出 資 金	千円	千円	自己資本総額 (A+B) (C)	千円	千円																																																																																																
非累積的永久優先出資			他の金融機関の資本調達手段 の意図的な保有相当額																																																																																																		
優先出資申込証拠金																																																																																																					
資 本 準 備 金			負債性資本調達手段及 びこれに準ずるもの																																																																																																		
その他資本剰余金																																																																																																					
利 益 準 備 金			期限付劣後債務及び期 限付優先出資並びにこ れらに準ずるもの																																																																																																		
特 別 積 立 金																																																																																																					
次 期 繰 越 金																																																																																																					
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																																																
出 資 金	千円	千円	自己資本総額 (A+B) (C)	千円	千円																																																																																																
非累積的永久優先出資金			他の金融機関の資本調達手段 の意図的な保有相当額																																																																																																		
優先出資申込証拠金																																																																																																					
資 本 準 備 金			負債性資本調達手段及 びこれに準ずるもの																																																																																																		
その他資本剰余金																																																																																																					
利 益 準 備 金			期限付劣後債務及び期 限付優先出資並びにこ れらに準ずるもの																																																																																																		
特 別 積 立 金																																																																																																					
次 期 繰 越 金																																																																																																					

改正案					現行						
その他			非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額			その他			(新設)		
その他有価証券の評価差損	△	△				その他有価証券の評価差損	△	△			
処分未済持分	△	△				処分未済持分	△	△			
自己優先出資	△	△				自己優先出資	△	△			
自己優先出資申込証拠金			内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額			自己優先出資申込証拠金			(新設)		
営業権相当額	△	△				営業権相当額	△	△			
のれん相当額	△	△	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額			のれん	△	△	(新設)		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	基本的項目から控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス			(新設)			(新設)		
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	△	△				(新設)					
内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	控除項目不算入額	△	△	(新設)			控除項目不算入額	△	△
基本的項目(A)			控除項目計(D)			基本的項目(A)			控除項目計(D)		
			自己資本額(C-D)(E)						自己資本額(C-D)(E)		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			資産(オン・バランス)項目			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			資産(オン・バランス)項目		
一般貸倒引当金			オフ・バランス取引等項目			一般貸倒引当金			オフ・バランス取引項目		
内部格付手法採用金庫において、適格引当金が期待損失額を上回る額			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額			(新設)			(新設)		
負債性資本調達手段等			旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額			負債性資本調達手段等			リスク・アセット等計(F)		
負債性資本調達手段						負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先出資						期限付劣後債務及び期限付優先出資					
補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/F)	%	%	補完的項目不算入額	△	△	Tier1比率(A/F)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%	%	補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%	%
(記載上の注意)					(記載上の注意)						
1. ~3. (略)					1. ~3. (略)						
4. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載する					(新設)						

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第9号

改正案	現 行
<p>こと。</p> <p style="text-align: center;"><u>第2 貸借対照表</u></p> <p>第 期 末 年 月 日現在 (労働金庫名)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. (略)</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p><u>(21) 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額</u></p> <p><u>(22) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項</u></p> <p>2. ～6. (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第2 貸借対照表</u></p> <p>第 期 末 年 月 日現在 (労働金庫名)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. (略)</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(21) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項</u></p> <p>2. ～6. (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p>

改正案			現 行						
別紙様式第9号の2（第113条第2項関係）			別紙様式第9号の2（第113条第2項関係）						
（日本工業規格A4）			（日本工業規格A4）						
<p>連 結 業 務 報 告 書</p> <p>〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕</p> <p>（労働金庫名） （所在地）</p>			<p>連 結 業 務 報 告 書</p> <p>〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕</p> <p>（労働金庫名） （所在地）</p>						
年 月 日			年 月 日						
<p>殿</p> <p>（労働金庫名） （理事長）氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。</p>			<p>殿</p> <p>（労働金庫名） （理事長）氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。</p>						
<p><u>連 結 業 務 報 告 書</u></p> <p>目 次</p>			<p><u>連 結 業 務 報 告 書</u></p> <p>目 次</p>						
（略）			（略）						
<p>第1 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 事業概況書</p>			<p>第1 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 事業概況書</p>						
1. ～2. （略）			1. ～2. （略）						
3. 連結自己資本比率の状況			3. 連結自己資本比率の状況						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">信用リスク・アセット算出手法</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>			信用リスク・アセット算出手法		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(新設)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>			(新設)	
信用リスク・アセット算出手法									
(新設)									
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末				
出 資 金	千円	千円	自己資本総額 (A+B) (C)	千円	千円				
非累積的永久優先出資及び非 累積的永久優先株			他の金融機関の資本調達手 段の意図的な保有相当額						
優先出資申込証拠金			負債性資本調達手段及び これに準ずるもの						
資本剰余金									
利益剰余金			期限付劣後債務及び期限 付優先出資並びにこれら に準ずるもの						
連結子法人等の少数株主持分									
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末				
出 資 金	千円	千円	自己資本総額 (A+B) (C)	千円	千円				
非累積的永久優先出資金			他の金融機関の資本調達手 段の意図的な保有相当額						
優先出資申込証拠金			負債性資本調達手段及び これに準ずるもの						
資本剰余金									
利益剰余金			期限付劣後債務及び期限 付優先出資並びにこれら に準ずるもの						
連結子会社の少数株主持分									

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第9号の2

改正案					現行						
その他有価証券の評価差損	△	△	連結の範囲に含まれない金融 子会社及び金融業務を営む子 法人等、保険子法人等、金融 業務を営む関連法人等の資本 調達手段			その他有価証券の評価差損	△	△	連結の範囲に含まれない 金融子会社及び金融業務 を営む子法人等、保険子 法人等、金融業務を営む 関連法人等の資本調達手 段		
処分未済持分	△	△				処分未済持分	△	△			
自己優先出資	△	△				自己優先出資	△	△			
自己優先出資申込証拠金			非同時決済取引に係る控除額及 び信用リスク削減手法として用 いる保証又はクレジット・デリ バティブの免責額に係る控除額			自己優先出資申込証拠金			(新設)		
営業権相当額	△	△	内部格付手法採用金庫におい て、期待損失額が適格引当金を 上回る額の50%相当額			営業権相当額	△	△	(新設)		
のれん相当額	△	△	PD/LGD方式の適用対象となる株 式等エクスポージャーの期待損 失額			のれん	△	△	(新設)		
為替換算調整勘定			基本的項目から控除分を除く、 自己資本控除とされる証券エク スポージャー及び信用補完機能 を持つI/Oストリップス			(新設)			(新設)		
新株予約権						(新設)					
企業結合等により計上される無形 固定資産相当額	△	△	控除項目不算入額	△	△	(新設)			控除項目不算入額	△	△
証券化取引に伴い増加した自己資 本相当額	△	△	控除項目(D)			(新設)			控除項目(D)		
内部格付手法採用金庫において、期 待損失額が適格引当金を上回る額 の50%相当額	△	△	自己資本額(C-D)(E)			(新設)			自己資本額(C-D)(E)		
基本的項目(A)						基本的項目(A)					
			資産(オン・バランス)項目						資産(オン・バランス)項目		
土地の再評価額と再評価の直 前の帳簿価額の差額の45%相 当額			オフ・バランス取引等項目			土地の再評価額と再評価の直 前の帳簿価額の差額の45%に 相当する額			オフ・バランス取引項目		
一般貸倒引当金			オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除して得た額			一般貸倒引当金			(新設)		
内部格付手法採用金庫において、適 格引当金が期待損失額を上回る額			旧所要自己資本の額に告示に定 める率を乗じて得た額が新所要 自己資本の額を上回る額に25.0 を乗じて得た額			(新設)			(新設)		
負債性資本調達手段等			リスク・アセット等計(F)			負債性資本調達手段等			リスク・アセット等計(F)		
負債性資本調達手段						負債性資本調達手段					

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第9号の2

改正案				現行			
		処分未済持分 自己優先出資 自己優先出資申込証拠金 会員勘定合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 為替換算調整勘定 評価・換算差額等合計 新株予約権 少数株主持分 純資産の部合計	△ △			処分未済持分 自己優先出資 自己優先出資申込証拠金 会員勘定合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 <u>(新設)</u> 評価・換算差額等合計 <u>(新設)</u> 少数株主持分 純資産の部合計	△ △
資産の部合計		負債及び純資産の部合計		資産の部合計		負債及び純資産の部合計	
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
1. (略)				1. (略)			
(1)～(13) (略)				(1)～(13) (略)			
(14) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則 <u>(昭和51年大蔵省令第28号)</u> 第15号の6第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項				(14) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15号の6第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項			
(15)～(16) (略)				(15)～(16) (略)			
<u>(17) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額</u>				<u>(新設)</u>			
(18) 以上のほか、労働金庫及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項				<u>(17)</u> 以上のほか、労働金庫及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項			
2. ～4. (略)				2. ～4. (略)			
3. ～4. (略)				3. ～4. (略)			

改正案	現 行																																																																																								
<p>別紙様式第10号（第113条第1項関係）（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">第 期 { 年 月 日から 年 月 日まで }</p> <p style="text-align: center;">（労働金庫連合会名） （所在地）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">（労働金庫連合会名） （理事長） 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>業 務 報 告 書</u> 目 次</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>第1 事業概況書</u></p> <p>第 期 { 年 月 日から 年 月 日まで }</p> <p>1. ~14. （略） 15. 単体自己資本比率</p> <p>当期末現在</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">信用リスク・アセット算出手法</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">前期末</th> <th style="width: 10%;">当期末</th> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">前期末</th> <th style="width: 10%;">当期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出 資 金</td> <td>百万円</td> <td>百万円</td> <td>自己資本総額 (A+B) (C)</td> <td>百万円</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td> 非累積的永久優先出資金</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">他の金融機関の資本調達手段 の意図的な保有相当額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>優先出資申込証拠金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資 本 準 備 金</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">負債性資本調達手段及 びこれに準ずるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他資本剰余金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>利 益 準 備 金</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="3">期限付劣後債務及び期 限付優先出資並びにこ れらに準ずるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特 別 積 立 金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>次 期 繰 越 金</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	信用リスク・アセット算出手法		項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	出 資 金	百万円	百万円	自己資本総額 (A+B) (C)	百万円	百万円	非累積的永久優先出資金			他の金融機関の資本調達手段 の意図的な保有相当額			優先出資申込証拠金			資 本 準 備 金			負債性資本調達手段及 びこれに準ずるもの			その他資本剰余金			利 益 準 備 金			期限付劣後債務及び期 限付優先出資並びにこ れらに準ずるもの			特 別 積 立 金			次 期 繰 越 金			<p>別紙様式第10号（第113条第1項関係）（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">第 期 { 年 月 日から 年 月 日まで }</p> <p style="text-align: center;">（労働金庫連合会名） （所在地）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">（労働金庫連合会名） （理事長） 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>業 務 報 告 書</u> 目 次</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>第1 事業概況書</u></p> <p>第 期 { 年 月 日から 年 月 日まで }</p> <p>1. ~14. （略） 15. 単体自己資本比率</p> <p>当期末現在</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">(新設)</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">前期末</th> <th style="width: 10%;">当期末</th> <th style="width: 15%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">前期末</th> <th style="width: 10%;">当期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出 資 金</td> <td>百万円</td> <td>百万円</td> <td>自己資本総額 (A+B) (C)</td> <td>百万円</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td> 非累積的永久優先出資金</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">他の金融機関の資本調達手段 の意図的な保有相当額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>優先出資申込証拠金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資 本 準 備 金</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">負債性資本調達手段及 びこれに準ずるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他資本剰余金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>利 益 準 備 金</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="3">期限付劣後債務及び期 限付優先出資並びにこ れらに準ずるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特 別 積 立 金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>次 期 繰 越 金</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	(新設)		項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	出 資 金	百万円	百万円	自己資本総額 (A+B) (C)	百万円	百万円	非累積的永久優先出資金			他の金融機関の資本調達手段 の意図的な保有相当額			優先出資申込証拠金			資 本 準 備 金			負債性資本調達手段及 びこれに準ずるもの			その他資本剰余金			利 益 準 備 金			期限付劣後債務及び期 限付優先出資並びにこ れらに準ずるもの			特 別 積 立 金			次 期 繰 越 金		
信用リスク・アセット算出手法																																																																																									
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																																				
出 資 金	百万円	百万円	自己資本総額 (A+B) (C)	百万円	百万円																																																																																				
非累積的永久優先出資金			他の金融機関の資本調達手段 の意図的な保有相当額																																																																																						
優先出資申込証拠金																																																																																									
資 本 準 備 金			負債性資本調達手段及 びこれに準ずるもの																																																																																						
その他資本剰余金																																																																																									
利 益 準 備 金			期限付劣後債務及び期 限付優先出資並びにこ れらに準ずるもの																																																																																						
特 別 積 立 金																																																																																									
次 期 繰 越 金																																																																																									
(新設)																																																																																									
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																																				
出 資 金	百万円	百万円	自己資本総額 (A+B) (C)	百万円	百万円																																																																																				
非累積的永久優先出資金			他の金融機関の資本調達手段 の意図的な保有相当額																																																																																						
優先出資申込証拠金																																																																																									
資 本 準 備 金			負債性資本調達手段及 びこれに準ずるもの																																																																																						
その他資本剰余金																																																																																									
利 益 準 備 金			期限付劣後債務及び期 限付優先出資並びにこ れらに準ずるもの																																																																																						
特 別 積 立 金																																																																																									
次 期 繰 越 金																																																																																									

改正案						現行					
その他			非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額			その他			(新設)		
その他有価証券の評価差損	△	△				その他有価証券の評価差損	△	△			
処分未済持分	△	△				処分未済持分	△	△			
自己優先出資	△	△				自己優先出資	△	△			
自己優先出資申込証拠金			内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額			自己優先出資申込証拠金			(新設)		
営業権相当額	△	△				営業権相当額	△	△			
のれん相当額	△	△	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額			のれん	△	△	(新設)		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	基本的項目から控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス			(新設)			(新設)		
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	△	△				(新設)					
内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	控除項目不算入額	△	△	(新設)			控除項目不算入額	△	△
基本的項目(A)			控除項目計(D)						控除項目計(D)		
			自己資本額(C-D)(E)			基本的項目(A)			自己資本額(C-D)(E)		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			資産(オン・バランス)項目			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			資産(オン・バランス)項目		
			オフ・バランス取引等項目						オフ・バランス取引項目		
一般貸倒引当金			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額			一般貸倒引当金			(新設)		
内部格付手法採用金庫において、適格引当金が期待損失額を上回る額			旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額			(新設)			(新設)		
負債性資本調達手段等			リスク・アセット等計(F)			負債性資本調達手段等			リスク・アセット等計(F)		
負債性資本調達手段						負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先出資						期限付劣後債務及び期限付優先出資					
補完的項目不算入額	△	△	T i e r 1比率(A/F)	%	%	補完的項目不算入額	△	△	T i e r 1比率(A/F)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%	%	補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%	%

(記載上の注意)

1. ~ 3. (略)
4. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

(記載上の注意)

1. ~ 3. (略)
- (新設)

改正案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>第 2 貸借対照表</u></p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. (略)</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p><u>(21) 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額</u></p> <p><u>(22) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項</u></p> <p>2. ～6. (略)</p> <p>第 3～第 5 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 2 貸借対照表</u></p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. (略)</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(21) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項</u></p> <p>2. ～6. (略)</p> <p>第 3～第 5 (略)</p>

改正案	現 行																																																																																
<p>別紙様式第10号の2（第113条第2項関係）（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">連 結 業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;"> { 年 月 日から 年 月 日まで } </p> <p style="text-align: right;"> <u>（労働金庫連合会名）</u> <u>（所在地）</u> </p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;"> （労働金庫連合会名） （理事長） 氏 名 印 </p> <p>年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>連 結 業 務 報 告 書</u></p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>（略）</p> <p>第1 { 年 月 日から 年 月 日まで } 事業概況書</p> <p>1. ～2. （略） 3. 連結自己資本比率の状況</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 10px auto; padding: 2px;">信用リスク・アセット算出手法</div>	<p>別紙様式第10号の2（第113条第2項関係）（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">連 結 業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;"> { 年 月 日から 年 月 日まで } </p> <p style="text-align: right;"> <u>（労働金庫連合会名）</u> <u>（所在地）</u> </p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;"> （労働金庫連合会名） （理事長） 氏 名 印 </p> <p>年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>連 結 業 務 報 告 書</u></p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>（略）</p> <p>第1 { 年 月 日から 年 月 日まで } 事業概況書</p> <p>1. ～2. （略） 3. 連結自己資本比率の状況</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 10px auto; padding: 2px;">（新設）</div>																																																																																
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当期末</th> <th style="width:25%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出 資 金</td> <td>百万円</td> <td>百万円</td> <td>自己資本総額 (A+B) (C)</td> <td>百万円</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td> 非累積的永久優先出資及び非 累積的永久優先株</td> <td></td> <td></td> <td>他の金融機関の資本調達手 段の意図的な保有相当額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>優先出資申込証拠金</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">負債性資本調達手段及び これに準ずるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資本剰余金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>利益剰余金</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">期限付劣後債務及び期限 付優先出資並びにこれら に準ずるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結子法人等の少数株主持分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	出 資 金	百万円	百万円	自己資本総額 (A+B) (C)	百万円	百万円	非累積的永久優先出資及び非 累積的永久優先株			他の金融機関の資本調達手 段の意図的な保有相当額			優先出資申込証拠金			負債性資本調達手段及び これに準ずるもの			資本剰余金					利益剰余金			期限付劣後債務及び期限 付優先出資並びにこれら に準ずるもの			連結子法人等の少数株主持分					<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当期末</th> <th style="width:25%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出 資 金</td> <td>百万円</td> <td>百万円</td> <td>自己資本総額 (A+B) (C)</td> <td>百万円</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td> 非累積的永久優先出資金</td> <td></td> <td></td> <td>他の金融機関の資本調達手 段の意図的な保有相当額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>優先出資申込証拠金</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">負債性資本調達手段及び これに準ずるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資本剰余金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>利益剰余金</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">期限付劣後債務及び期限 付優先出資並びにこれら に準ずるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結子会社の少数株主持分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	出 資 金	百万円	百万円	自己資本総額 (A+B) (C)	百万円	百万円	非累積的永久優先出資金			他の金融機関の資本調達手 段の意図的な保有相当額			優先出資申込証拠金			負債性資本調達手段及び これに準ずるもの			資本剰余金					利益剰余金			期限付劣後債務及び期限 付優先出資並びにこれら に準ずるもの			連結子会社の少数株主持分				
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																												
出 資 金	百万円	百万円	自己資本総額 (A+B) (C)	百万円	百万円																																																																												
非累積的永久優先出資及び非 累積的永久優先株			他の金融機関の資本調達手 段の意図的な保有相当額																																																																														
優先出資申込証拠金			負債性資本調達手段及び これに準ずるもの																																																																														
資本剰余金																																																																																	
利益剰余金			期限付劣後債務及び期限 付優先出資並びにこれら に準ずるもの																																																																														
連結子法人等の少数株主持分																																																																																	
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																												
出 資 金	百万円	百万円	自己資本総額 (A+B) (C)	百万円	百万円																																																																												
非累積的永久優先出資金			他の金融機関の資本調達手 段の意図的な保有相当額																																																																														
優先出資申込証拠金			負債性資本調達手段及び これに準ずるもの																																																																														
資本剰余金																																																																																	
利益剰余金			期限付劣後債務及び期限 付優先出資並びにこれら に準ずるもの																																																																														
連結子会社の少数株主持分																																																																																	

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第10号の2

改正案					現行						
その他有価証券の評価差損	△	△	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段			その他有価証券の評価差損	△	△	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
処分未済持分	△	△				処分未済持分	△	△			
自己優先出資	△	△				自己優先出資	△	△			
自己優先出資申込証拠金			非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額			自己優先出資申込証拠金			(新設)		
営業権相当額	△	△	内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額			営業権相当額	△	△	(新設)		
のれん相当額	△	△	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額			のれん	△	△	(新設)		
為替換算調整勘定			基本的項目から控除分を除く、自己資本控除とされる証券エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス			(新設)			(新設)		
新株予約権						(新設)					
企業結合等により計上される無形固定資産相当額	△	△	控除項目不算入額	△	△	(新設)			控除項目不算入額	△	△
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	△	△	控除項目計(D)			(新設)			控除項目計(D)		
内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	自己資本額(C-D)(E)			(新設)			自己資本額(C-D)(E)		
基本的項目(A)						基本的項目(A)					
			資産(オン・バランス)項目						資産(オン・バランス)項目		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			オフ・バランス取引等項目			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			オフ・バランス取引項目		
一般貸倒引当金			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額			一般貸倒引当金			(新設)		
内部格付手法採用金庫において、適格引当金が期待損失額を上回る額			旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額			(新設)			(新設)		
負債性資本調達手段等			リスク・アセット等計(F)			負債性資本調達手段等			リスク・アセット等計(F)		
負債性資本調達手段						負債性資本調達手段					

改正案						現 行					
	期限付劣後債務及び期限付優先出資						期限付劣後債務及び期限付優先出資				
補完的項目不算入額	△	△	T i e r 1比率 (A/F)	%	%	補完的項目不算入額	△	△	T i e r 1比率 (A/F)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率 (E/F)	%	%	補完的項目(B)			自己資本比率 (E/F)	%	%
(記載上の注意) 1. ～3. (略) 4. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。						(記載上の注意) 1. ～3. (略) (新設)					
第2 連結財務諸表						第2 連結財務諸表					
1. (略)						1. (略)					
2. (年 月 日現在) 連結貸借対照表						2. (年 月 日現在) 連結貸借対照表					
(単位：百万円)						(単位：百万円)					
	科 目	金 額	科 目	金 額			科 目	金 額	科 目	金 額	
	(資産の部)		(負債の部)				(資産の部)		(負債の部)		
	現金		預金				現金		預金		
	預け金		譲渡性預金				預け金		譲渡性預金		
	コールローン及び買入手形		借入金				コールローン及び買入手形		借入金		
	買現先勘定		コールマネー及び売渡手形				買現先勘定		コールマネー及び売渡手形		
	債券貸借取引支払保証金		売現先勘定				債券貸借取引支払保証金		売現先勘定		
	買入金銭債権		債券貸借取引受入担保金				買入金銭債権		債券貸借取引受入担保金		
	金銭の信託		コマーシャル・ペーパー				金銭の信託		コマーシャル・ペーパー		
	商品有価証券		外国為替				商品有価証券		外国為替		
	有価証券		その他負債				有価証券		その他負債		
	貸出金		代理業務勘定				貸出金		代理業務勘定		
	外国為替		賞与引当金				外国為替		賞与引当金		
	その他資産		役員賞与引当金				その他資産		役員賞与引当金		
	有形固定資産		退職給付引当金				有形固定資産		退職給付引当金		
	無形固定資産		特別法上の引当金				無形固定資産		特別法上の引当金		
	のれん		繰延税金負債				のれん		繰延税金負債		
	その他の無形固定資産		再評価に係る繰延税金負債				その他の無形固定資産		再評価に係る繰延税金負債		
	繰延税金資産		負ののれん				繰延税金資産		負ののれん		
	再評価に係る繰延税金資産		債務保証				再評価に係る繰延税金資産		債務保証		
	債務保証見返		負債の部合計				債務保証見返		負債の部合計		
	貸倒引当金△		(純資産の部)				貸倒引当金△		(純資産の部)		
			出資金						出資金		
			優先出資申込証拠金						優先出資申込証拠金		
			資本剰余金						資本剰余金		
			利益剰余金						利益剰余金		

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第10号の2

改正案				現行			
		処分未済持分 自己優先出資 自己優先出資申込証拠金 会員勘定合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 為替換算調整勘定 評価・換算差額等合計 新株予約権 少数株主持分 純資産の部合計	△ △			処分未済持分 自己優先出資 自己優先出資申込証拠金 会員勘定合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 <u>(新設)</u> 評価・換算差額等合計 <u>(新設)</u> 少数株主持分 純資産の部合計	△ △
資産の部合計		負債及び純資産の部合計		資産の部合計		負債及び純資産の部合計	
(記載上の注意) 1. (略) (1)～(16) (略) <u>(17) 資産の部の有価証券中の社債</u> （当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額 <u>(18)</u> 以上のほか、労働金庫及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項 2. ～4. (略) 3. ～4. (略)				(記載上の注意) 1. (略) (1)～(16) (略) <u>(新設)</u> <u>(17)</u> 以上のほか、労働金庫及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項 2. ～4. (略) 3. ～4. (略)			